

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成19年9月5日

議会事務局

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

### 1. 会議日時

平成19年9月5日(水) 午前10時 開会  
午前10時18分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 柴田繁勝	副委員長 村上英明	委員 森西 正
委員 安藤 薫	委員 上村高義	委員 三宅秀明
議長 三好義治	副議長 川端福江	

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫	同局次長 野杵雄三	同局主査 中井真穂
同局書記 杉本 徹	同局書記 湯原正治	

### 1. 案件

- ・平成19年第3回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○柴田委員長 ただ今から議会運営委員会を開会します。まず、理事者からごあいさつを受けることにします。

副市長。

○小野副市長 おはようございます。9月に入りましてまだまだ残暑厳しく、また皆様方には何かとご多忙の中、議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。来たる10日から開催されます第3回定例会で各会計の決算認定8件、議案関係では三会計の補正予算、条例制定及び改正議案6件、計17件の上程を予定させて頂いております。案件の概要につきましては総務部長からご説明申し上げたいと思います。それではよろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。

○柴田委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、三宅委員を指名します。それでは、第3回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、第3回定例会提出議案の概略説明をさせていただきます。

まず、認定第1号から認定第8号は、平成18年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、その他事業会計、特別会計の決算認定の件でございます。お手もとに配布させて頂いております平成18年度各会計決算一覧表に基づきまして説明させていただきます。

まず、認定第1号、平成18年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額320億5,605万4,166円、歳出決算額318億3,097万7,027円、歳入歳出差引額

2億2,507万7,139円、翌年度へ繰り越すべき財源として1,926万1,000円、実質収支額2億581万6,139円となっております。

次に、認定第2号、平成18年度摂津市水道事業会計決算認定の件でございます。収益的収入及び支出の欄でございますが、収入額といたしまして26億9,087万1,549円、支出額では22億6,441万1,941円となり、差引額では4億2,645万9,608円の黒字となっております。資本的収入及び支出では、収入額1億319万円、支出額7億3,454万6,812円、差引額6億3,135万6,812円の赤字となっております。

次に、認定第3号、平成18年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件についてですが、歳入決算額は8億7,524万1,768円となり、歳出決算額8億9,700万5,200円、歳入歳出差引額1億9,175万8,284円の赤字となっております。

次に、認定第4号、平成18年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございますが、歳入決算額4億7,603万7,791円、歳出決算額4億7,894万2,329円、歳入歳出差引額709万5,462円となっております。

認定第5号は平成18年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額1億4,208万3,817円、歳出決算額4,451万1,253円、歳入歳出差引額1億2,757万2,564円となっております。

次に、認定第6号、平成18年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件ですが、歳入決算額5億9,

360万7,515円、歳出決算額61億3,564万3,447円、歳入歳出差引額2億4,203万5,932円の赤字となっており、翌年度に繰り越すべき財源として4万1,050円、実質収支額2億4,207万6,982円の赤字決算となっております。

次に、認定第7号、平成18年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件では、歳入決算額、歳出決算額とも2,618万8,155円と同額となっており、歳入歳出差引額は0円となっております。

認定第8号は、平成18年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入決算額30億6,331万3,296円、歳出決算額29億9,940万3,485円、歳入歳出差引額6,390万9,811円となっており、翌年度繰越財源405万3,000円、実質収支額5,985万6,811円となっております。

続きまして、議案について説明させていただきます。

議案第46号は平成19年度摂津市一般会計補正予算第2号でございます。既定の予算額304億9,076万円に3億74万9,000円を追加し、補正後額307億9,150万9,000円といたすものでございます。歳出の主なものとして、土地開発公社補給金2,500万円、平成18年度実質収支額の積立金1億300万円、介護給付費等の請求受付及び支払業務の変更に伴う経費として7,380万円、JR千里丘駅エレベーター設置補助金の追加分として2,585万4,000円等を補正計上いたしております。

議案第47号は、平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算第3号

でございます。既定予算に670万円を追加し、補正後額60億2,739万5,000円とするものであります。歳出といたしまして、公共下水道事業再評価業務委託料を計上し、同額、一般会計からの繰入金を計上しております。

次に、議案第48号は、平成19年度摂津市介護保険特別会計補正予算第2号でございます。既定予算に6,762万6,000円を追加し、補正後額32億6,204万6,000円とするものであります。歳出の主なものとしては、介護保険給付費準備基金積立金3,207万3,000円、平成18年度決算に伴う精算として一般会計への繰出金2,272万2,000円、過年度分国庫府費返還金1,303万4,000円等となっております。

議案第49号は摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件でございます。これは建築基準法、都市緑化法の規定に基づき、南千里丘周辺地区の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限並びに建築物の緑化率の最低限度を定めるものであります。第1条から第4条までは総則を、第5条から第9条までは建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を、第10条から第12条までは建築物の緑化率の最低限度を規定しております。第13条、第14条は雑則、第15条から第17条までは罰則を規定しております。なお、附則として、この条例は、平成19年10月1日からの施行としております。

次に議案第50号は政治倫理の確立のための摂津市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。これは、平成17年10月に公布されました郵政民営化法が、一部を

除き、平成19年10月1日から施行されることにより、また証券取引法の改正に伴ない、改正いたすものであります。第2条の「郵便貯金」「通常郵便貯金」の文言及び「金銭信託」に係る部分を削除し、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改めるものであります。平成19年9月30日からの施行としております。

議案第51号は摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。これは信託法の全面改正に伴なう地方税法の改正により改正するものであります。法人市民税について信託段階で課税される信託の類型を法人課税信託とする整備がされたことをうけ、法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課税される個人で市内に事務所又は事業所を有するものを市民税の納税義務者に加えるものであります。また、郵政民営化に伴ない、固定資産税における課税標準額に特例が設けられることから条文整備も行っております。

この条例は平成19年9月30日からの施行としており、郵政民営化の改正規定は平成19年10月1日からとしております。

続きまして、議案第52号は摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件でございます。先ほどの議案第49号にありましたように、南千里丘周辺地区での区画整理事業が具体化してまいりました。このためふれあい広場への交通安全自動車協会の移転や整地工事等により、ふれあい広場が使用停止となります。よって、ふれあい広場を廃止するため条例を改正するものであります。施行日は平成20年4月1日からとしております。

議案第53号は摂津市特別業務地区における建築物の制限に関する条例の一部

を改正する条例制定の件でございます。これは議案第49号の「摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」との整合性を確保するため、罰金刑の上限を「20万円」から「50万円」に引き上げるものであります。施行日は平成19年10月1日からとしております。

議案第54号は摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当の受給資格のうち勤続期間を「6月」から「12月」に改めるものであります。施行日は平成19年10月1日からとしております。

以上、提出案件の概略説明をさせていただきました。なお、郵政民営化に伴なう変更で、現在摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、関係部局と最終調整を行っております。調整が終わりましたら追加議案として提案したいと考えておりますので、どうかよろしくご配慮のほどお願い申し上げます。○柴田委員長 説明が終わりました。この際、何か質問があればお受けします。

安藤委員。

○安藤委員 今、ご説明頂いた中で、情報公開と個人情報について、ほかの条例案と同じように郵政民営化法案に基づいたものでありますので、当初からなぜ準備ができてないのか。「調整がついたから」ということでありますけれども、この議運には間に合わなかったという理由がありましたら。

○柴田委員長 私の方から。これはね、議会と、それから行政とがひとつになって情報公開を同時にやっていますので、議会の方の中でも。その所管がこの議会運

営委員会にありますので、まずそこで一応、一定の結論を出してあげて、むこうと図ると、そういう意味のことをおっしゃってた。そういうことなので、そういう風に理解してください。

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 無いようでしたら以上で質問を終わります。

理事者の皆さんは退席頂いて結構です。暫時休憩いたします。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○柴田委員長 再開します。それでは、第3回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

中井主査。

○中井主査 それでは、第3回定例会の審議日程等の事務局案について説明申し上げます。

まず、会期は、9月10日から9月28日までの19日間でございます。審議日程につきましては、本会議初日の9月10日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託でございます。この日の午後5時15分が議会議案の届出締切でございます。

11日が建設及び民生常任委員会、12日は総務及び文教常任委員会でございます。また、12日の正午が一般質問の届出締切でございます。13日は駅前等再開発特別委員会、20日が議会運営委員会、25日は本会議で、一般質問。26日の本会議では、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。27日及び28日の本会議は、役員改選でございます。また、28日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでござい

ます。以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。まず、9月10日につきましては、日程1が会期の決定。日程2が認定第1号など17件で、提案理由の説明ののち、所管の委員会に付託で、このうち認定第1号から認定第8号までの決算審査につきましては、閉会中の継続審査でございます。

次に、3ページでございますが、25日は、一般質問でございます。26日につきましては、日程1、一般質問ののち、日程2が、議案第46号、平成19年度一般会計補正予算など付託案件の9件で、委員長報告、採決となります。

次に、27日及び28日につきましては、議会役員の改選でございます。議事日程につきましては、両日とも、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件でございます。以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表につきましては、ご覧のとおり、総務、建設、文教、民生の各常任委員会と議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会で審査いただく案件でございます。

なお、認定第1号から認定第8号までの決算審査につきましては、閉会中の継続審査でございます。

最後の所管別分割表につきましては、認定第1号、平成18年度一般会計歳入歳出決算、及び、議案第46号、平成19年度一般会計補正予算について、各常任委員会と議会運営委員会、特別委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○柴田委員長 今、事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 それでは、そのように決

定します。以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時18分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 柴田 繁 勝

議会運営委員 三宅 秀 明